

極 秘

3

第 6 次 日 韓 全 面 会 談 の 一 般 請 求 権
小 委 員 会 第 3 回 会 合

3 6 . 1 1 . 1 6
北 東 ア ジ ア 課

1. 一 般 請 求 権 小 委 員 会 第 3 回 会 合 は、1 1 月
1 6 日 午 前 1 0 時 から 正 午 ま で 外 務 省 2 3 4
号 室 に お い て 次 の と お り 双 方 委 員 出 席 の 下 に
開 催 さ れ た。

日 本 側 出 席 者

主 査	大蔵省理財局長	官 川 新 一 郎
副主査	外務参事官	ト 部 敏 男
補 佐	大蔵省理財局外債課長	桜 井 芳 雄
"	" 管財局管理課長	本 間 英 郎
"	" 理財局外債課事務官	金 子 知 太 郎
"	" "	杉 田 昌 久
"	外務省条約局条約課長	兼 松 武
"	" 法規課長	小 木 曾 本 雄
"	" " 事務官	小 和 田 恒
"	" アジア局北東アジア課事務官	柳 谷 謙 介

第 3 回

補佐 外務省アジア局北東アジア課事務官

杉山 千万樹

〃 〃 〃 渡辺 幸治

〃 〃 〃 久一 昌三

韓国側出席者

主席委員 弁護士 金 潤 根

委員 韓国銀行副総裁 高 範 俊

〃 産業銀行理事 洪 升 熹

〃 韓国銀行参事 李 相 徳

〃 弁護士 鄭 泰 燮

〃 駐日代表部嘱託 李 揆 現

〃 経済企画院長秘書官 洪 允 燮

〃 通信部郵政局郵便貯金課長 金 洛 天

〃 外務部政務局亜州課事務官 朴 相 斗

〃 〃 〃 金 太 智

2. 議事要旨

- (1) 冒頭宮川主査より、前回の会合で韓国側から地金銀について説明があつたが、その内容は第5次会談での説明と若干くい違いがあるように思うので質問させてもらいたいと述べたところ、金主査より、韓国側としては、前回、今後の議事進行方法について合意がなかつたので、まずこれをきめてから第1項の討議に入りたいと述べたので、宮川主査より、韓国側の議事進行方法についての意見を質した。これに対し、金主査より、前回の会議において指摘したように、問題の早期円満解決のためには、項目ごとに相互に意見を交換することが適當と思うが、このことは先般の頂上会談（11月12日の池田首相・朴議長会談を指す）の後に切実に感じていると述べた。これに対し、宮川主査より、日本側としてはジェネラル・リスポンスは全項目の説明のあとで行

なうといつたが、これは政府の最終結論的な意見は杉首席代表、さらに政府首脳部の意見を聞かねば申せないとの意味であつた。しかし、韓国側としても、一方的に説明を行ない日本側では質問だけを行なうのでは不満もあろうので、小委員会の主査としてある程度の方向や意見は、できるだけ、項目ごとに述べて行きたいと述べ、金主査は、これを了承、さらに、1957年12月31日の合意議事録にあるように日本側は韓国の請求権の各項目につき誠意をもつて討議を進めるとの了解により議事を進めたいと思うと述べ、宮川主査より結構である旨答えた。

- (2) 宮川主査より、地金銀につき、第5次会談では“朝鮮銀行を通じて搬出された”といわれ、今回は“韓国から持ち出された”としているが意味が異なるのかと質したところ、金主査より、結論としては朝鮮銀行を

通じて行なわれた売買は不当だということになるが、第5次においてはその経緯を敷衍したものであると答え、宮川主査より、数量として地金249トン、地銀67トンの根拠如何と質したのに対し、金主査より朝鮮銀行の帳簿に基づいたものと答え、更に宮川主査より、第5次で提出のあつた“朝鮮銀行を通じて日本に搬出された地金銀の数量”という資料と同じかと質したところ、金主査よりそのとおりと答えた。

(3) 次いで、宮川主査より、韓国側は第5次会談のときは朝鮮銀行券の発行準備として保存されるべきであつた地金銀と説明され、今回はそういつていないが、前回と今回では請求の根拠が違ふという意味であるかと質したのに対し、金主査より、発行準備として説明したのは問題の経緯を説明した部分であり、売買の効力如何の問題には直接関係がない、韓国側の主張の根拠は、価格の不均等ということとそういう不均等な価格で地金銀を売られねばならなかつたという雰囲気とであり、要するに、売買の効力は無効であるから返還せよというのであると主張した。これに対し、宮川主査より、それでは発行準備の点は問題にしないのかと質したところ、李相徳副主査は、(日本語で)韓国側の趣旨は、日本が朝鮮銀行の発行準備であるべき金を持ち出した点もあるが、そもそも金本位制でない場合でも、金を中

中央銀行に存置するべきは通貨制度の常識であり、それを金本位制でないからといってその全部を日本にもつてきたことは、たとえば合法的な売買の形式をとつたにしろ、それは当然であるとは考えられない、日本は自己の経済利益中心に考え韓国の利益を無視していたわけである、前回、発行準備云々したことは問題の本筋から横道にそれた感があつたと述べた。また、金潤根主査も（日本語で）、要するに、売買価格が不均等であつたことと売買が自由意思で行なわれなかつたことが韓国側主張の根拠であるといふを繰り返した。これに対し、宮川主査より、管理通貨制度下においては、朝鮮銀行法第22条にも規定されているように、朝鮮銀行が地金銀を保有すべき必要もなく、また、これら地金銀は適正価格で朝鮮銀行の業務の一部として売買されたものであり、不当に安い価格で売買されたわけではない、当時と

しては当然認められてしかるべき行為であつたと述べたところ、金主査は、価格は不当でなかつたということかと質したので、宮川主査より、しっかりと答えたところ、金主査は、さらに、日本側の主張は金の代価として日銀券を渡したから合法的だということかと質した。

これに対し、ト部副主査より、合法的であつたかというとして合法的である、金の価格が統制されていた時代に世界の価格に比べて不当に安かつたという問題であれば、当時、日本国内で一般に価格統制があり、韓国の産金者に対しては日銀券、鮮銀券が支払われ、その代価で価格統制下の安い物資を買えたわけであり、従つて不均等、不当という問題はないと思うと述べたところ、金主査より、いま日本側はある時期において価格が不均等だつたといわれたのに対し、韓国側は全期間を通じて不均等と思うが、

日本側はいずれの時期が不均等だといふのかと質したので、ト部副主査より、金解禁時代には自由な売買が行なわれたので問題がないが、1930年代後半になると統制時代に入りあらゆる物資の価格が低く抑えられ、木綿1ヤール20銭のものが10銭に抑えられたわけである、しかしこれも朝鮮全体、台湾、内地全てに価格の高低がなく、この意味で不均等はなかつたと述べた。

これに対し、金主査より、自分達は日本政府が韓国と日本内地とで差別待遇をしたといふのではない。日本側は30年代以降は価格が不均等であつたといふが、一般物資の価格が統制されてゐたとはいえ、これら物資を買うことは事実上困難になり、買えるものは国債くらいであつたと述べたので、ト部副主査より、韓国側は地金銀が持ち出されたことは不当であるとのみいつており、法律的根拠はないやうなので、問題

は本小委員会の枠をこえていると思う、また、不当性についても韓国側のいわれるほど不当ではなかつたという意味で前述の物価統制の例をあげた次第であると述べた。これに対し、金主査より、韓国側としては価格が不均等であつたから法律的にも根拠があるのだと反駁した。

(4) ト部副主査より、第5次会談までの記録をみると、韓国側は、第1次会談では地金銀を含めた第1項は権利として主張しているのではなく政治的考慮を要望しているのであるとし、第5次会談においては地金銀が発券準備として存置さるべきであつたと述べ、今次第6次においては第5次の後半李副主査がふれた点を金主査がさらに強く主張されているようである、日本側としては、どうしても地金銀の搬出は合法的であり、これを返還せよというのは法律以前の問題で本小委員会で討議する問題でない気がすると述べた。これに対し、金主査より、従来の会談における韓国側の主張を引用されたが、韓国側主張には全会談を通じて原則的なものがある。それは『韓国側の8項目請求はすべて法的根拠によるものであり、政治的根拠によるものではない』ということで、従つて、過去においていま日本側が

引用されたような表現を用いたことがあつたとしても、それはその時の事情論として述べたまでで、請求権の根本思想には変りがない、これを日本側で政治的なものといわれると韓国側の立場が困難となる。地金銀の請求は8項目請求の中で法的根拠から考えても極めて重要な項目であり、その根拠が確実であるからこそあえて第1項にわたったわけであると述べた。

これに対し、卜部副主査より、日本側としては、韓国側主張に法的根拠があるかないかに関心をもっており、その意味で宮川主査より韓国側の第5次会談の際の発言の趣旨を改めて質したのであり、精密な法律論があればもちろん聞こうとしている、この点韓国側の主張の論旨が過去三度とも変ってきている事実を参考までに指摘したまでであると述べた。

これに対し、金主査より、韓国側として

第ノ項請求に法的根拠があると考え、理由を繰返せば次のとおりである、すなわち、日本側は地金銀に対し日銀券を払つたことをもつて正当な交換としているが、銀行券には価格の変動があり、国際商品としてまた、価値貯蔵手段としての金がこのような日銀券と交換されたことに不法性がある、ト部代表が述べられたように、1930年以降終戦まで銀行券の価値は低落し、他方、金の価値は一定であり、この紙切れに等しい銀行券と金が交換されたという点で不均等な面が現われている。この価格の不均等性に加えて売買の雰囲気は自由であつたかどうかの問題があると説明した。

(5) ここで宮川主査より、本小委員会の仕事は問題の法律的事実的関係をつきつめて行くことであり、結論を急いではいけないと思う、卜部副主査は韓国側の主張は法的根拠がないと思うと述べ、自分も同じ感じはするが、いま少し法律的事実的関係をつめてみたいと述べ、次いで、桜井委員より、卜部副主査の発言に対し韓国側に誤解があるようだが、価格統制時代に入ってから朝鮮のみでなく、内地でも統制が行なわれたのであり、それも漸次凡ゆる物資に及んだが、何れの場合にも朝鮮においてのみ不当に高かつたということはない、その意味で不均等な価格とはいえないのであり、卜部副主査の言われた趣旨は統制価格であつたという事実を述べたにすぎないと説明した。これに対し、金主査より、自分は日本政府の韓国での政策の問題を言つたのではなく、金と銀行券の価格が不均等であると

言つたまでであると繰返えした。

宮川主査より、管理通貨制度下の金の価格は法により定められており、当時朝鮮銀行はこの法に基づき業務として金を売買していたわけで、日韓経済一体化という事実から考えて間違つていたというべきものではなく、従つて法的に請求権といわれる根拠はないと思うと述べた。

(6) ここにおいて、李相徳より、(日本語で)
日本側は有償であるから合法といわれるが、
韓国側としては、日本円と金と同じかどうか
に疑問をもっており、さらに、朝鮮銀行
法は日本人が自由に作ったものでそれに反
しているか否かで合法、非合法を論ずるの
は不適當である、朝鮮銀行法は日本の利益
中心にその必要に応じて作られたという意
味で過去の一事實にすぎない、実際、韓国
で産した金の大部分は朝鮮銀行に供出され、
その99.9パーセントまで日本に持ち出さ
れたわけである。なるほど当時の法律では
合法かも知れぬが、それはそのように法律
を作ったからである、金は常に特殊な価値
をもっており、当時の購買力である日本円
を払ったからといって合法的であるという
ことには承服できないと述べた。これに対
し、宮川主査より、これらの地金銀が韓国
に残されていれば相当の価値があろうとい

う韓国側の気持は分るが、当時としては合法的なことであり、これを非合法という日韓合併以降の秩序を全部覆すことになり話が難しくなると述べたところ、金主査より、李代表がいつたことは一つの事情論であり、法律論的にはあくまで正当な価格を払っていないかつたということである、それ故価格が均等か不均等かを討議して行きたいと述べた。次いで、李副主査より、宮川主査のいわれたことが話の分岐点である、朝鮮銀行法によればもつてきてもよいことになつてゐるが、ひとつ残らずもつていつたのはひどいやり方だと韓国人は当時から思つてゐると述べた。これに対し、宮川主査より、日韓合併後、同一経済単位ということと同じ法律の下で行なわれた金の売買の事実は何ともし難いと思う、金を供出した韓国人に対し適正な価格が払われていなかったとしたら問題であるが、対価を支払

つている以上致し方がないと思うと述べたところ、金主査より、自分の考えによれば、正当な価格を払って持つていつたのなら問題にならないが、正当な価格は払われなかつたのであり、李代表の発言は売買をめぐる雰囲気の問題をいつているのであると述べた。

(7) 桜井委員より、日本側は当時として正当な価格で買上げたのである、現在でも対外支払手段として貨幣が用いられるが、その価値がその後になつて下つたとしても、支払者はその責に任じえない、しかも日銀券は当時として内地と同じように正当な購買力をもっていたのであると述べたところ、韓国側高委員により、日本側の考えによれば銀行券の購買力と金の購買力が等しいということであるが、韓国側は等しくないと考えている、もちろん国内的に言えば名目的価値は等しいといえるが、経済的に実際の価値は不均等であつたと思う、金の生産と売買は大部分の期間統制されており、中央銀行を通じて日本に持出された。その代りとしては不換紙幣のみが与えられ、その不換紙幣で買えるものは公債のみであつた。従つて韓国側は売買自体が法律的に完全なものでなかつたといふのであると述べた。

これに対し、卜部副主査より、法律的に取引に問題があれば裁判所による司法上の匡正の手段があつた韓国側が不当であるという気持はわかるが、法的には正当な行為を行なつたもので、現在返還を要求される法律の根拠はどれも乏しいように思われる、韓国側による寡黙關係の説明はよいとしても法律關係についてはどれも納得できないと述べた。そこで、金主査より、自分はこの問題は裁判所の問題ではなく根本的な不法かどうかの問題であると信ずると述べたので、卜部副主査より、誤解されているようだが、自分のいつたことは、もし買入れが不法であれば、例えば公定価格より安ければ、これは匡正しえたという意味であると述べたところ、金主査より、当時匡正されえたかどうかはその行為が不法であつたかどうかには關係ないと述べたので、卜部副主査より、そうだとすれば法律以前の問

題であると思うと述べたところ、金主査は、やや感情的に何やら縷々述べるところがあつたが、韓国側通訳はこの日本語訳を行なわなかつた。

- (6) そとで、李相徳副主査より、(日本語で) 多少混線しているようだが要するに、金の価格の不当性につき韓国側は全期間を通じ不当であり、日本側はある期間多少不当であつたが、それも統制下にあつたという意味では国内的には均等であつたから不当性も大いに匡正されていると主張しており、何れにせよその当不当の点につき意見の差異があるように思われると述べたので、卜部副主査より、この際私の発言に対する誤解をときたいとして、金の統制価格は国際価格と異なつていたかもしれないが、支払われた銀行券は韓国側のいわれるように一片の紙切れではなく、他の物価も抑えられていたので、不当に安いということも大いに匡正されていたという意味であると述べた。

(9) ここにおいて、宮川主査より、会議の進め方につき協議したいが、日本側は各項目についての最終的意見は韓国側の全説明を聞いた最後にいうつもりであつたが、自分としても各項目につき日本側もある程度意見をのべることが会議の運営上適當と思つたので、意見の交換を行なつてきた次第であるが、本日のようにぎりぎりの点まで来てしまうとお互の立場もあり討議がなかなか先に進まなくなる、従つて意見の相違点はそれとして場合によつては本会議に報告するなどして、先に進んではどうかと思うと述べたところ、金主査より、自分としては本日の討議は会談全体に有意義であつたと思う、意見の対立を避けるために、ただ先に進むのはよくなく、この程度の意見の交換はよいものと思うと述べたので、宮川主査より、最終的にはまた意見の調整を行なうとして今日のところはこの程度にして

は如何と述べ、ト部副主査より、本項は一応この程度にして先に進み、全項目の説明が終つた後に日本側よりジェネラル・リスポンスをし、韓国側よりそれに対する意見を聞き、それを繰り返し、本小委員会ではきめられないことは首席代表、さらにはもつと上のレベルにきめてもらい、他方、ものによつては専門委員会を作ることであろうと述べたところ、金主査も、第ノ項は一応この程度にし、先に進むことに同意した。そこで宮川主査より、自分達のレベルでは地金を払いましようとはいえないので、韓国側は地金銀の返還を強く主張され、日本側は金の売買は合法的な商行為であり韓国側の主張に納得いかず、結局最終的結論は後日に譲るということで先に進みたいと確認したところ、金主査より、8項目全体にわたりこの程度の意見の交換を行なうことが適当と思うとつけ加え、次回会合につき双方協

議した結果、11月22日（水曜）午前10
時に第4回会合を行なうこととなつた。

3. 新聞発表

官川主査より、「第1項地金銀の問題に関
し、韓国側より説明があり、これに対し日本
側が質問し、韓国側が回答し、これを中心に
意見の開陳があり、結論を得るに至らず、今
後さらに意見の調整を行なうこととなつた、
次回は11月22日午前」としては如何と述
べたところ、韓国側もこれに同意した。